

陳 述 書

平成26年9月18日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御 中

住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川
955番地

氏名

田 邊 毅



- 1 私は、債権者である株式会社ユーアイホテル（以下「債権者」といいます）の代表者です。債権者は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に本店を置くホテル経営・管理を主たる業務とする会社であり、今回、名誉毀損投稿がなされたホテル「なぎさや」を経営しています。
- 2 今般、インターネットサイト「和ネット」（<http://www.wa-net.net/>）の掲示板「和ネット掲示板」（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>、以下「本件掲示板」といいます）の「新宮市・東牟婁郡」のカテゴリ内のスレッド「最近、倒産した・またはしそうな会社」（<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1219&sty=1&num=150>）メッセージ番号565に、「なぎさやホテルも調子悪い。3度目のうわさになるが、経営感覚が、低たらく。小商人とは言え情けない恥ずかしい限り。いつまで持つか、先のない色ボケかな。はやく無くなってどこか新しい商人がほしい。」との投稿がなされていることを発見しました。
- 3 しかし、なぎさやの経営は順調であり、投稿にあるように経営状態が悪く倒産しそうであるといった事実は一切ありません。このような投稿は、なぎさや

の社会的評価を低下させて名誉を毀損するものであり、また、なぎさやの経営状態に関する虚偽の風説を流布し、その信用を毀損するものであります。さらに、このような虚偽の風説の流布により、当該投稿を誤信した取引先が債権者との取引を打ち切ったり、お客様が債権者の利用を取りやめたりすることにも結びつくため、債権者の業務を妨害するものでもあります。

- 4 このような悪意ある投稿を行う者が誰であるか、心当たりはありません。ただし、現在、なぎさやの近隣に住んでいる者が、なぎさやの従業員の通勤を妨害したり、お客様を送迎するバスの通行を妨害したりして、なぎさやとトラブルになっていることがあり、このことが関係しているのかとも思いますが、はっきりとしたことは分かりません。

いずれにせよ、現時点では確たる証拠がないため、本件発言者に対する損害賠償請求をすることができません。

- 5 したがって、債権者は、和ネット掲示板を運営・管理する債務者に対し、本件発信者情報の開示を請求するとともに、本件発言を削除するよう請求することとしました。また、本件発言の投稿者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行う予定であり、当該権利の行使のためには、債務者が保有する発信者情報の開示を受ける必要があります。

しかし、通常、債務者は発信者情報として投稿者のIPアドレスしか保有していないと思われていますが、この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にIPアドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該IPアドレス、タイムスタンプ及び携帯電話の個体識別情報等を提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなります。

また、本件掲示板は、インターネットを通じて不特定多数人がいつでも閲覧可能な状態に置かれており、債権者に対する名誉毀損は現在も継続しているところ、早急に債務者による発信防止措置を行わせるべく、保全手続きによる迅

速な侵害状態からの回復が不可欠です。

そこで、債権者は、本件仮処分命令の申立てに及んだ次第です。

以上